

特別加入者用お知らせ

## ちよこつと共済(交通災害共済)特別加入のお知らせ

下記の特別加入者は、調布市で会費を公費負担し、ちよこつと共済（交通災害共済）に特別加入しています。

共済加入期間中に交通事故にあつて、けがをされ医師の治療を受けた場合は、ちよこつと共済の見舞金を請求することができます。

特別加入者：

調布市に住民登録がある小・中学生

調布市に住民登録がある交通安全協会役員の方

加入コース：Bコース

共済期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

会員証：

本紙は加入を示すものになります。下記の「令和6年度東京都市町村民共通災害共済特別加入会員証」に氏名と生年月日を記入し、**各自で保管**をしてください。

### ■ ちよこつと共済（交通災害共済）とは

「ちよこつと共済」は、東京都の全市町村がその住民の方々を対象に、共同で実施する公的な交通災害共済制度です。東京都全市町村の住民の皆さんが会費を出し合つて会員となり、不幸にして交通事故にあい、治療を受けた会員の方に、その会費の中から見舞金をお支払いします。「ちよこつと共済」は、見舞金をお支払いすることを通じて、事故にあわれた方を励まし、地域に助け合いの輪を広げようとする、相互扶助を目的とした制度です。

※ちよこつと共済は、事故の相手方の損害を補償するものではありません。

### 令和6年度東京都市町村民交通災害共済特別加入会員証

あなたは、ちよこつと共済の特別加入会員であることを証します。

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

ただし、関係市町村民でなくなったときは共済の効力を失い、その日以後の交通災害に対する見舞金の請求はできません。

■ 適用される交通災害（日本国内での事故に限る）

- ① 自動車、オートバイ、自転車等及び身体障害者用車いすによる道路上での交通事故  
（歩行者同士の事故は対象になりません。歩行中でも相手が自転車等に 乗ってれば対象になります。）
- ② 汽車、電車、気動車、モノレールおよびケーブルカーの運行中の事故
- ③ 航空機、船舶の航行中の事故

\* 交通事故（人身）証明書がなく第三者（目撃者）の証明等を得られない交通事故の場合は、見舞金が出ません。**どんな小さな事故（自転車・バイクの単独事故）でも、交通事故にあったら直ちに警察に届け出て交通事故(人身)証明書の申請をしてください。**

■ 請求期間

交通事故が原因で傷害を受け、次の状況になった日の翌日から**2年間**

- ① 1等級該当者 交通事故の日から1年以内に死亡した日
- ② 2等級該当者 交通事故の日から1年以内に重度の後遺障害に該当した日
- ③ 上記以外 傷害が治癒した日（中止・継続の場合で、その後の通院がない場合は最終通院日）  
または交通事故の日から1年の期間を満了した日のうち、いずれか早い日

■ 見舞金の請求の仕方

交通事故や傷害の状況により、必要書類が異なります。  
詳しくは担当（調布市都市整備部交通対策課）にご連絡ください。

見舞金 交通事故から**1年以内**の治療の程度により見舞金を支給します。

等級	交通災害の程度	Aコース	Bコース
1等級	死亡（交通災害を受けた日から1年以内）	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害（交通災害を受けた日から1年以内）	200万円	100万円
3等級	入院日数30日以上	34万円	17万円
4等級	入院日数10日以上30日未満又は実治療日数30日以上	14万円	7万円
5等級	実治療日数10日以上30日未満	8万円	4万円
6等級	実治療日数10日未満	4万円	2万円

\* ちょこっと共済には、Aコース（会費 1,000 円）もございます。Aコースに変更したい方は、窓口でBコース（会費 500 円）に加入すれば公費加入の会費と合算されてAコースに変更できます。予約期間中（2月から3月）であれば4月1日からAコースとなり、4月1日以降であれば加入した翌日からAコースとなります。

■ お問い合わせ先

調布市都市整備部交通対策課  
電話 042-481-7454（ちょこっと共済担当直通）  
住所 〒182-8511  
調布市小島町2-35-1 調布市役所7階